

●表1 税率比較表 (年額・率)

税率区分		平成29年度	平成30年度	増減
医療保険分	所得割	7.53%	7.53%	—
	均等割	23,200円	23,000円	-200円 ↓
	平等割	23,200円	22,500円	-700円 ↓
	課税限度額	540,000円	580,000円	40,000円 ↑
後期高齢者 支援金分	所得割	2.51%	2.51%	—
	均等割	7,700円	7,500円	-200円 ↓
	平等割	7,700円	7,400円	-300円 ↓
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
介護保険分 (40歳以上65歳 未満の人のみ)	所得割	1.95%	1.95%	—
	均等割	8,200円	8,000円	-200円 ↓
	平等割	5,600円	5,600円	—
	課税限度額	160,000円	160,000円	—
合計	所得割	11.99%	11.99%	—
	均等割	39,100円	38,500円	-600円 ↓
	平等割	36,500円	35,500円	-1,000円 ↓
	課税限度額	890,000円	930,000円	40,000円 ↑

●表2 均等割額と平等割額の軽減基準

軽減割合	※1 判定基準所得額
7割	【33万円】以下
5割	【33万円+27万5千円×加入者等の人数】以下
2割	【33万円+50万円×加入者等の人数】以下

※1 判定基準所得額 擬制世帯主(国保に加入していない世帯主)を含めた加入者等全員の所得の合計額  
 ※2 加入者等 国保加入者と国保から後期高齢者医療制度に移行した人

**届け出を忘れずに**  
 納税通知書が届いた時点で、既に社会保険などに加入している人は、国保と重複して加入している可能性があります。この場合、国保脱退の届け出が必要になります。

できる「コンビニ納付」、パソコンや携帯電話から手続きできる「クレジット納付」もありますので、ぜひご利用ください。  
 ※納期限を過ぎた納付書は、コンビニで納付できないのでご注意ください。

**納期限までに納付を**  
 本年度の納税通知書は、7月中旬に郵送します。国保事業を運営するためには、皆さんからの国保税が必要です。国保税を滞納している人は、有効期限の短い「短期被保険者証」や、受診の際に一旦医療費の全額を支払う「被保険者資格証明書」が交付され

れます。  
 安心して医療を受けるため、納期限までに必ず納付してください。  
**コンビニ納付など  
 便利な方法も**  
 安心・便利な口座振替は、納税通知書と同封の口座振替申請書でお申し込みください。また、休日や夜間でも納付

国民健康保険のお知らせ

# 税率を改正し 負担を軽減

保険年金課 ☎(88)9136

国保は、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者が国保税を納め、お互いに助け合う制度です。市では、前年度の決算見直しや医療費の動向などを踏まえ、税率を次のとおり改正しました。

**税の総額は  
14億9710万円**

国保の予算は、財源不足を理由に医療費などを抑えることができないため、支出の見込みに応じて、収入を確保しなければなりません。  
 また、国保の会計は、国・県からの補助金を基に、市の一般会計とは独立して運

**税額は世帯ごとに計算**

国保税は下の図のとおり計算し、合計額が世帯主に課税されます。  
 ▼所得割 世帯の加入者の所得に応じて計算  
 ▼均等割 世帯の加入者数に応じて計算  
 ▼平等割 一世帯当たりの額

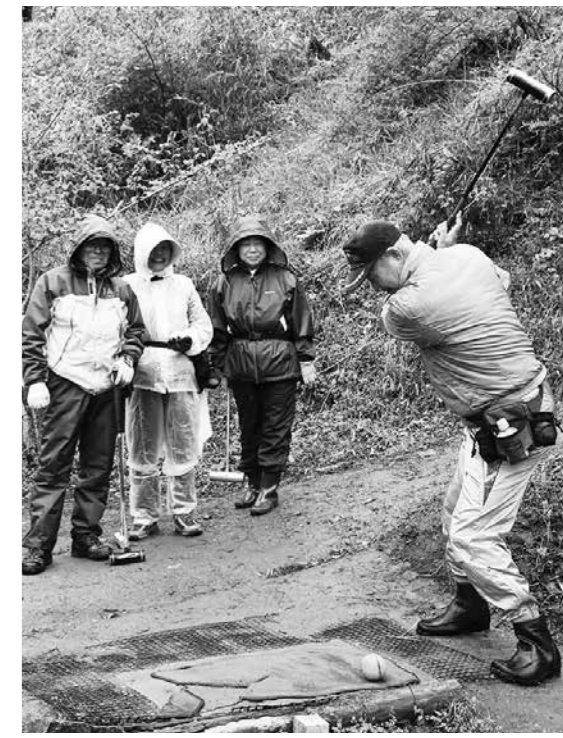


**税率を引き下げ**

加入者の所得状況などを試算した結果、均等割と平等割を引き下げました。これにより、約1億1591万円の不足が生じる見込みですが、前

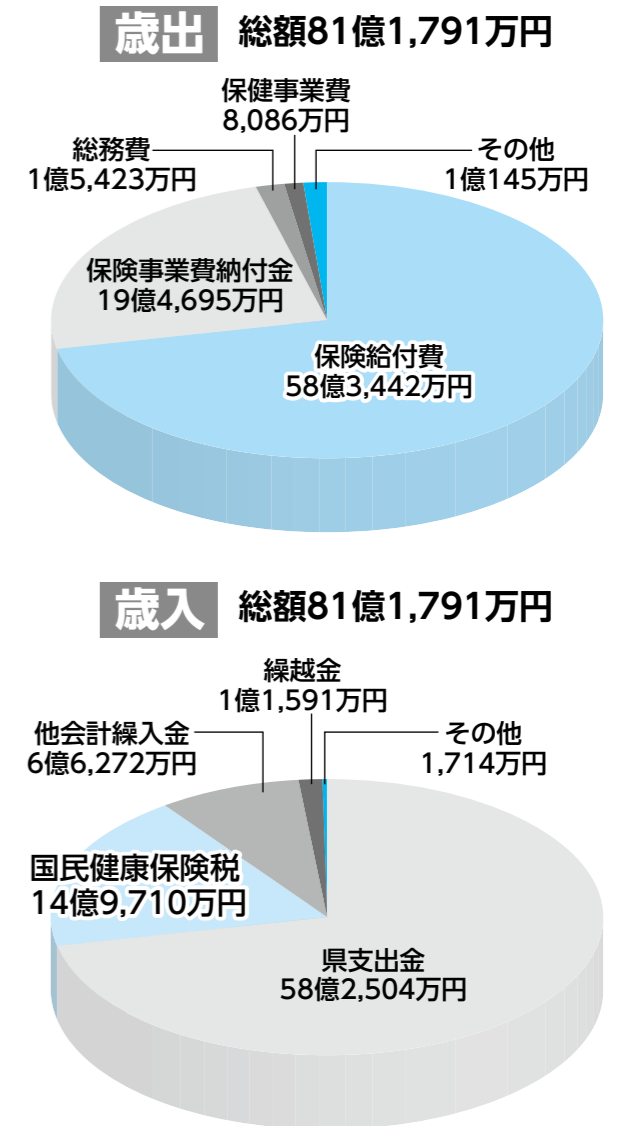
**軽減基準を拡大**

加入者の合計所得が一定額以下のときは、均等割と平等割が軽減されます(左ページ表2)。5割軽減と2割軽減の範囲を前年より拡大し、低所得世帯への支援を拡充しました。前年中の所得申告をしないと軽減判定ができないので、必ず所得申告をしてください。



雨にも負けず、狙いはホールインワン!  
 (4月15日・マレットゴルフ虹の台)

●平成30年度国民健康保険の歳出・歳入内訳



70歳以上の皆さんへ 8月から高額療養費の限度額が変わります

高額療養費制度とは

1か月(1日から末日まで)に支払った医療費が高額になったとき、限度額を超えて支払った分を支給する制度です。限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まります。

		7月まで		8月から	
適用区分	課税所得	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
		現役並み	145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
一般	145万円未満	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円	
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円	

※1 4回目以降 当該月も含め、過去1年間に4回以上の高額療養費に該当するとき  
 ※2 年間上限 1年間(8月~翌年7月)の限度額のこと



●表3 負担区分と自己負担限度額(月額)一覧表 ※8月から

負担区分	自己負担金の割合	食事療養費(1食)	療養病床上入院		限度額(月額)			
			食費(1食)	居住費(1日)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)		
課税所得 690万円以上	3割	460円 (指定難病のときは260円)	460円 (管理栄養士などにより栄養管理が行われているとき、それ以外は420円)	370円 (指定難病のときは0円)	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円)			
課税所得 380万円以上 690万円未満					167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)			
課税所得 145万円以上 380万円未満					80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)			
課税所得 145万円未満	1割	210円	160円	100円	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 [4回目以降は 44,400円]		
住民税非課税世帯					区分Ⅱ	210円	8,000円	24,600円
					長期該当	130円		
区分Ⅰ					100円	15,000円		
老齢福祉年金受給者		0円						

**高額療養費の限度額が変わります**

1か月(1日から末日まで)に支払った医療費が高額になったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

なお、8月からの限度額は、

個人または世帯の所得に応じて細分化されます(表3のとおり)。

※初めて支給を受けるときは申請が必要です(代理申請も可)。

申請場所 保険年金課、各市民サービスセンター

持ち物 ●保険証 ●マイナンバーカードまたは通知カード

●印章 ●振込先の通帳

**介護保険のお知らせ**

**負担限度額の認定申請を忘れずに**

介護保険施設利用時の「居住費」や「食費」は自己負担となりますが、一定の要件を満たせば負担額が軽減されます(下の表のとおり)。

現在認定を受けている人の有効期限は、7月31日(火)です。引き続き認定を受けるときは、長寿福祉課に申請してください。

**認定対象者** 次の要件を全て満たす人

- ▼世帯全員が住民税非課税(別世帯の配偶者を含む)
- ▼本人と配偶者の預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下

**持ち物** ●本人と配偶者の印章 ●預貯金通帳などの写し(申請日より2か月以内に記帳したもの) ●代理申請のときは身分証明書

●自己負担限度額(日額)一覧

利用者負担段階(対象者)	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 [介護老人福祉施設と短期入所生活介護]	多床室	
第1段階 (老齢福祉年金・生活保護の受給者)	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 (合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人)	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 (第1、第2段階以外の人)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※判定に用いる収入には、非課税年金も含まれます。

**利用者負担割合が変更になります**

国の制度改正により、一定以上の収入がある人は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担割合が、8月から3割になります(右の表のとおり)。負担割合は、7月下旬に郵送する「介護保険負担割合証」で確認してください。

長寿福祉課 ☎(88)8117

**7月まで**

収入金額	負担割合
年金収入 280万円以上	2割
年金収入 280万円未満	1割

改定後

**8月から**

収入金額	負担割合
年金収入など 340万円以上	3割
年金収入280万円以上 340万円未満	2割
年金収入 280万円未満	1割

**後期高齢者医療のお知らせ**

**保険料が改正になります**

保険料は、県後期高齢者医療広域連合が、今後見込まれる医療給付費を想定し、2年ごとに見直しを行っていきます。本年度は、次のとおり改正しました。

**8月から新保険証に**

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(火)です。新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。

新しい保険証に、医療費の自己負担割合が記載されており、一般の人は1割、一定以上の所得がある人は3割です。※期限が切れた保険証は、保険年金課または各市民サービスセンターに返却してください。

**保険料**

均等割額  
41,600円

+

所得割額  
(総所得金額など-33万円)  
×7.94%

**前年より引き下げ**

均等割と所得割は、現行から引き下げとなり、保険料限度額は5万円の引き上げとなります(表1のとおり)。

保険料の決定通知書は、8月上旬に郵送します。年度途中に加入した人は、加入した月からの月割りで計算し、随

●表1 保険料比較表(年額・率)

区分	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割	41,700円	41,600円	-100円 ↓
所得割	8.19%	7.94%	-0.25% ↓
保険料限度額	570,000円	620,000円	50,000円 ↑

時郵送します。

**軽減基準を拡大**

同一世帯の合計所得が基準額以下るときは、均等割額が軽減されます(表2のとおり)。

5割軽減と2割軽減の軽減基準を拡大し、低所得者への支援を拡充しました。

●表2 均等割額の軽減基準

軽減割合	軽減後の額	加入者の総所得金額など
9割	4,160円	33万円以下(世帯内の加入者全員が公的年金収入80万円以下で、そのほかの各種所得なし)
8.5割	6,240円	33万円以下
5割	20,800円	【33万円+27.5万円(改正前27万円)×加入者数】以下
2割	33,280円	【33万円+50万(改正前49万円)×加入者数】以下

※65歳以上(1月1日時点)の人の年金所得は、特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。専従者控除および分離譲渡における特別控除は適用されません。

**軽減特例措置を廃止**

前年度までの特例的な軽減措置であった所得割額の軽減措置(2割軽減)は、廃止となりました。

なお、制度加入の前日まで社会保険(国保・国保組合は除く)などの被扶養者だった人は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減されます。

**住民税非課税世帯は申請により軽減**

世帯全員が住民税非課税のときは、負担額が軽減されます(左ページ表3のとおり)。

軽減を受けるときは、「認定証」の交付を受け、医療機関に提示する必要があります。該当する人にはお知らせしますので、申請してください。



高齢者学級「木曜サロン」で元気に歌う参加者(6月7日・中央公民館)